



家畜保健衛生所だより

R6.11.8

高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒について

◆◇ 消石灰を配布します ◇◆

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、10月17日に北海道で1例目が発生して以降、千葉県(10/23)、新潟県(10/26)、島根県(10/31)、新潟県(11/6)で発生が確認されていましたが、11月7日に香川県三豊市で四国初の事例(全国6例目)が発生しました。死亡野鳥等から本ウイルスが検出されていない地域でも発生しており、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。(5道県14件 R6.11.8時点)

このような状況を踏まえ、本病の発生予防を徹底するため、県内全ての100羽以上の家きんを飼育する農場を対象に、消毒用消石灰を配布しますので、必ず散布してください。鶏舎の周りは、あらゆる場所が汚染されているという意識を持って、最大限の警戒をお願いします。

【緊急消毒について】

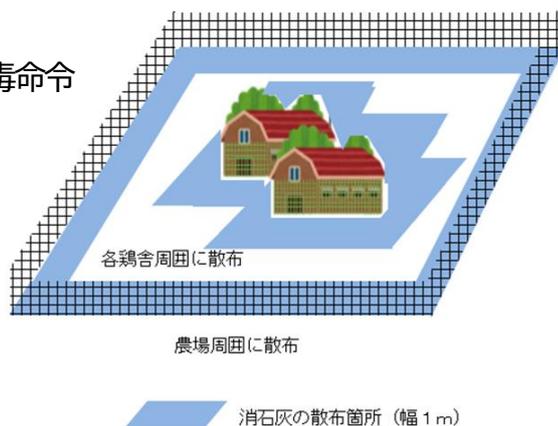
○令和6年11月8日付け県報第559号外1による、
愛媛県告示第997号で家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令

○消毒命令期間

令和6年11月11日～12月10日

○消毒方法:消石灰の農場内散布

鶏舎外縁部及び農場境界内縁部に、
幅1mで消石灰を散布(20m²/1袋(20kg))



死亡羽数の増加等の異状が認められた際には、速やかに連絡をお願いします。

中予家畜保健衛生所 (東温市田窪 743 番地)

電話 089-990-1333 緊急連絡先(夜間・休日) 090-6282-6129

FAX 089-955-1234 メール chu-kachiku@pref.ehime.lg.jp